

安全データシート

作成日：2020/05/07

改訂日：2024/08/10

ボンド E600 硬化剤

JIS Z 7253：2019に準拠

1. 化学品及び会社情報

製品特定名

化学品の名称 : ボンド E600 硬化剤
SDS番号 : 156442B

供給者の会社名称

供給者の会社名称 : コニシ株式会社
住所 : 大阪市中央区道修町1-7-1
電話番号 : 06-6228-2994 (本社 技術)

緊急連絡電話番号

緊急連絡電話番号 : 090-7356-6462

推奨用途及び使用上の制限

推奨用途及び使用上の制限 : 土木建築構造物の目地充填。所定の用途以外には使用しないこと。

2. 危険有害性の要約

GHS分類

| | | |
|-------|------------------|-----|
| 健康有害性 | 急性毒性（経皮） | 区分3 |
| | 急性毒性（吸入：蒸気） | 区分3 |
| | 皮膚腐食性／刺激性 | 区分2 |
| | 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 | 区分1 |
| | 皮膚感作性 | 区分1 |
| 環境有害性 | 水生環境有害性 短期（急性） | 区分2 |
| | 水生環境有害性 長期（慢性） | 区分3 |

GHS分類結果が「区分に該当しない」、「分類できない」の項目は記載していない。

絵表示（GHS
JP）



GHS05



GHS06

注意喚起語（GHS JP） : 危険

危険有害性（GHS JP） : 皮膚に接触した場合や吸入した場合は有毒（H311+H331）
皮膚刺激（H315）
アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ（H317）
重篤な眼の損傷（H318）
水生生物に毒性（H401）
長期継続的影響によって水生生物に有害（H412）

注意書き（GHS JP）

安全対策 : ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。（P261）
取扱い後は手、前腕および顔をよく洗うこと。（P264）
屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。（P271）

- 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。(P272)
環境への放出を避けること。(P273)
保護手袋を着用すること。(P280)
- 救急措置
- 皮膚に付着した場合: 多量の水で洗うこと。(P302+P352)
吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
直ちに医師に連絡すること。(P310)
医師に連絡すること。(P311)
気分が悪いときは医師に連絡すること。(P312)
特別な処置が必要である。(P321)
皮膚刺激が生じた場合: 医師の診察/手当てを受けること。(P332+P313)
皮膚刺激又は発しん(疹)が生じた場合: 医師の診察/手当てを受けること。(P333+P313)
汚染された衣類を直ちに全て脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。(P361+P364)
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。(P362+P364)
- 保管
- 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)
施錠して保管すること。(P405)
- 廃棄
- 内容物/容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

- 化学物質・混合物の区別 : 混合物
一般名 : エポキシ樹脂系接着剤 硬化剤

| 名前 | 濃度 (%) | 化学式 | 官報公示整理番号 | | CAS 番号 |
|------------------------|--------|---------|----------------|-------|----------|
| | | | 化審法番号 | 安衛法番号 | |
| 変性ポリアミドアミン (硬化剤としての名称) | 非開示 | 非開示 | 非開示 | 非開示 | 非開示 |
| 変性脂環式ポリアミン (硬化剤としての名称) | 非開示 | 非開示 | 非開示 | 非開示 | 非開示 |
| トリエチレンテトラミン | 1 - 5% | C6H18N4 | (2)-163, (7)-5 | — | 112-24-3 |
| 1-アミノエチルピペラジン | 1 - 5% | C6H15N3 | (5)-961 | — | 140-31-8 |
| メチルイソブチルケトン | < 1% | C6H12O | (2)-542 | — | 108-10-1 |

4. 応急措置

応急措置

- 吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
気分が悪い場合は医師の診察を受ける。
- 皮膚に付着した場合 : 直ちに医師に連絡すること。
多量の水と石鹼で優しく洗うこと。
汚染された衣類を直ちに全て脱ぐこと。
皮膚を流水/シャワーで洗うこと。
- 眼に入った場合 : 水で数分間注意深く洗うこと。
コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

- 飲み込んだ場合 : 直ちに医師に連絡すること。
: 口をすすぐこと。
直ちに医師に連絡すること。
無理に吐かせないこと。
- 応急措置をする者の保護 : 適切な保護具を着用して作業する。

5. 火災時の措置

- 適切な消火剤 : 粉末化学消火剤、炭酸ガス、スプレー水または通常の泡消火剤、砂/土
- 使ってはならない消火剤 : 情報なし
- 火災危険性 : 可燃性固体。
- 消火方法 : 火災の場合: 安全に対処できるならば漏えい(洩)を止めること。
安全な距離と保護された場所から消火活動を行う。
- 消火を行う者の保護 : 圧縮空気・酸素呼吸器、
耐火防護服

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置

非緊急対応者

- 保護具 : 適切な保護具を着用して作業する。
- 応急処置 : 皮膚、眼との接触を避ける。
漏出エリアを換気する。
漏出した製品に接触することもその上を歩くこともしないでください。
関係者以外の立入りを禁止する。

環境に対する注意事項

- 環境に対する注意事項 : 下水道や公共用水域への侵入を防ぐ。
排水溝または水路への侵入を防ぐ。
製品を環境中に放出しない。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

- 封じ込め方法 : 大規模漏出の場合、溝に漏出を封じ込め、その後の安全な廃棄のため、
湿った砂または土でふさぎます。
可能であればリスクなく漏出をせき止める。
- 浄化方法 : 少量の液体流出: 不燃性吸収材に取り込み、廃棄用容器に入れる。
砂または土により、すべての拡散した製品を吸収する。
漏出物を取扱うとき用いる全ての設備は接地する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

- 技術的対策 : 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。
『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
- 安全取扱注意事項 : 『10. 安定性及び反応性』を参照。
作業所の十分な換気を確保する。
眼、皮膚、衣類につけないこと。
粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
火気厳禁、静電気注意。
- 衛生対策 : 製品取扱い後には必ず手を洗う。

保管

- 安全な保管条件 : 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。
日光から遮断すること。
- 保管温度 : 5 - 35 °C、湿度 : 45~85%

8. ばく露防止及び保護措置

| メチルイソブチルケトン (108-10-1) | |
|----------------------------|--|
| 日本 - ばく露限界値 (日本産業衛生学会) | |
| 許容濃度 | 205 mg/m ³ 50 ppm |
| 特記事項 (JP) | 発がん性分類 2B |
| 規則参照 | 許容濃度等の勧告 (2023 年度) 産衛誌 65 巻 |
| 日本 - ばく露限界値 (管理濃度 (厚生労働省)) | |
| 管理濃度 | 20 ppm |
| 規則参照 | 作業環境評価基準 平成 29 年度版 |
| 日本 - 生物学的ばく露指数 (日本産業衛生学会) | |
| BEI (BLV) | 1.7 mg/l 測定対象物質: メチルイソブチルケトン - 測定対象試料: 尿 - 試料採取時期: 作業終了時 |
| 規則参照 | 許容濃度等の勧告 (2023 年度) 産衛誌 65 巻 |

- 設備対策 : 十分な換気を行う、局所排気装置を設置する。
- 手の保護具 : 不浸透性の保護手袋を着用する。保護手袋の選択については、以下の点に留意する。
取扱説明書に記載されている耐透過性クラス等を参考として、作業に余裕のある使用時間を設定し、その時間の範囲内で保護手袋を使用する。
- 眼の保護具 : 適切な目の保護具 (普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型) を着用する。
- 皮膚及び身体の保護具 : 長袖作業衣、必要に応じて不浸透性の保護服及び保護長靴を着用する。保護服及び保護長靴の選択については、以下の点に留意する。
取扱説明書に記載されている耐透過性クラス等を参考として、作業に余裕のある使用時間を設定し、その時間の範囲内で保護具を使用する。
- 呼吸用保護具 : 状況に応じた適切な呼吸用保護具を着用する。高濃度の化学物質を取り扱う場合は、送気マスクの装着を検討する。作業者がガスや蒸気にばく露される場合は呼吸用保護具 (防毒マスク等) の着用を検討する。防毒マスクの選択については、以下の点に留意する。
酸素濃度が 18%未満の場所では使用しない。作業者が粉じんにも暴露される環境で防毒マスクを使用する場合には、防じん機能を有する防毒マスクを使用する。防毒マスクは、登録型式検定機関が行う型式検定に合格した、作業に適した性能及び構造のものを選ぶ。その際、取扱説明書等に記載されているデータを参考にする。

9. 物理的及び化学的性質

- 物理状態 : 液体
- 外観 : パテ状
- 色 : 黒色
- 臭い : アミン臭

| | |
|--------------------------|------------------------------|
| pH | : データなし |
| 融点 | : データなし |
| 凝固点 | : データなし |
| 沸点 | : データなし |
| 引火点 | : 155 °C セタ密閉式 |
| 自然発火点 | : データなし |
| 分解温度 | : データなし |
| 可燃性 | : データなし |
| 爆発限界 (vol %) | : データなし |
| 蒸気圧 | : データなし |
| 相対密度 | : データなし |
| 密度 | : 1.40±0.1 g/cm ³ |
| 相対ガス密度 | : データなし |
| 溶解度 | : 水に微溶 |
| n-オクタノール/水分配係数 (Log Pow) | : データなし |
| 動粘性率 | : データなし |
| 粒子サイズ | : データなし |
| 粒径分布 | : データなし |
| 粒子形状 | : データなし |
| 粒子アスペクト比 | : データなし |
| 粒子比表面積 | : データなし |

10. 安定性及び反応性

| | |
|------------|---|
| 反応性 | : 主剤(A剤)と反応する。 |
| 化学的安定性 | : 通常の使用条件下では安定。 |
| 危険有害反応可能性 | : エポキシ樹脂類、イソシアネート類と反応しやすい。 空気中の炭酸ガスと反応して炭酸塩を形成することがある。 |
| 避けるべき条件 | : 特に該当しない。 |
| 混触危険物質 | : 酸化剤。エポキシ樹脂類。 |
| 危険有害な分解生成物 | : 一酸化炭素。 |

11. 有害性情報

| | |
|-----------|--|
| 急性毒性 (経口) | : 分類できない |
| 急性毒性 (経皮) | : 皮膚に接触すると有毒 |
| 急性毒性 (吸入) | : 分類できない (気体) 吸入すると有毒 分類できない (粉じん、ミスト) |

| | |
|-------------------------------|--------------------------|
| ATE JP (経皮) | 784.198 mg/kg bodyweight |
| ATE JP (蒸気) | 3.481 mg/l/4h |
| トリエチレンテトラミン (112-24-3) | |
| LD50 経口 | 2500 mg/kg |
| LD50 経皮 | 550 mg/kg |

| 1-アミノエチルピペラジン (140-31-8) | |
|--------------------------|-------------|
| LD50 経口 | 1470 mg/kg |
| LD50 経皮 | 880 mg/kg |
| メチルイソブチルケトン (108-10-1) | |
| LD50 経口 | 2080 mg/kg |
| LD50 経皮 | 16040 mg/kg |

- 皮膚腐食性/刺激性 : 皮膚刺激
- 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 : 重篤な眼の損傷性
- 呼吸器感作性 : 分類できない
- 皮膚感作性 : アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
- 生殖細胞変異原性 : 分類できない
- 発がん性 : 分類できない
- 生殖毒性 : 分類できない
- 特定標的臓器毒性(単回ばく露) : 分類できない
- 特定標的臓器毒性(反復ばく露) : 分類できない
- 誤えん有害性 : 区分に該当しない

12. 環境影響情報

- 生態系 - 全般 : 漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取扱に注意する。
- 水生環境有害性 短期 (急性) : 水生生物に毒性
- 水生環境有害性 長期 (慢性) : 長期継続的影響によって水生生物に有害

| トリエチレンテトラミン (112-24-3) | |
|--------------------------|------------|
| ErC50 藻類 | 27 mg/l |
| NOEC 藻類 慢性 | 0.468 mg/l |
| 1-アミノエチルピペラジン (140-31-8) | |
| EC50 - 甲殻類 [1] | 32 mg/l |
| メチルイソブチルケトン (108-10-1) | |
| LC50 - 魚 [1] | 505 mg/l |
| EC50 - 甲殻類 [1] | 1250 mg/l |
| NOEC 魚 慢性 | 57 mg/l |
| NOEC 甲殻類 慢性 | 7.8 mg/l |

| | |
|--------------------|----------|
| ボンド E600硬化剤 | |
| 残留性・分解性 | データなし |
| ボンド E600硬化剤 | |
| 生体蓄積性 | データなし |
| ボンド E600硬化剤 | |
| 土壌中の移動性 | データなし |
| オゾン層への有害性 | : 分類できない |

13. 廃棄上の注意

推奨製品/梱包処分

- : 外箱、紙管など紙製容器・包装：回収または紙くずとして処理（単体で管理型産業廃棄物、付着成分がある場合も管理型産業廃棄物）。空容器類を廃棄するときは、内容物を完全に除去した後に産業廃棄物として処理または回収にまわす。
- 金属缶、金属ドラム、金属チューブ類：金属くずとして処理（単独で安定型産業廃棄物、付着成分がある場合はその安定型・管理型分類に従う）。
- ガラス容器：ガラスくずとして処理（単独で安定型産業廃棄物、付着成分がある場合はその安定型・管理型分類に従う）。
- プラスチック製のボトル、チューブ、袋など：廃プラスチック類として処理（単独で安定型産業廃棄物、付着成分がある場合はその安定型・管理型分類に従う）。

残余廃棄物

- : 廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。廃棄においては特に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従うこと。廃棄の際は危険情報の反応性を踏まえて処理を行うこと。

14. 輸送上の注意

国際規制

| 道路輸送 (UN RTDG) | 海上輸送 (IMDG) | 航空輸送 (IATA) |
|--------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 国連番号 | | |
| 2922 | 2922 | 2922 |
| 国連正式品名 | | |
| その他の腐食性物質（液体） （毒性のもの） | CORROSIVE LIQUID, TOXIC, N. O. S. | Corrosive liquid, toxic, n. o. s. |
| 輸送危険物分類 | | |
| 8 (6.1) | 8 (6.1) | 8 (6.1) |
| | | |
| 容器等級 | | |
| III | III | III |
| 環境有害性 | | |

| | | |
|-------------|-----------------------------|-------------|
| 環境有害性 : 非該当 | 環境有害性 : 非該当 海洋汚染物質 : 非該当 | 環境有害性 : 非該当 |
|-------------|-----------------------------|-------------|

海洋汚染物質 : 非該当
特別な輸送上の注意 : 『7. 取扱い及び保管法』の記載に従うこと、
容器の漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷のないように積み込み、荷崩れの防止を確実にすること。

国内規制

陸上規制 : 消防法、労働安全衛生法、毒劇物取締法に該当する場合は、それぞれの該当法規に定められている運送方法に従うこと。
海上規制情報 : 船舶安全法の規定に従う。
航空規制情報 : 航空法の規定に従う。
緊急時応急措置指針番号 : 154
その他の情報 : 補足情報なし

15. 適用法令

労働安全衛生法 : 【改正後 令和7年4月1日以降】
名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第1号別表第9、第2号～第3号、安衛則第30条別表第2）
N-アミノエチルピペラジン
N, N'-ビス（2-アミノエチル）エタン-1, 2-ジアミン
名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9）
メチルイソブチルケトン（政令番号：569）（0.3%）
【改正後 令和7年4月1日以降】
名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2第1号別表第9、第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2）
N-アミノエチルピペラジン（含有量：営業秘密）
N, N'-ビス（2-アミノエチル）エタン-1, 2-ジアミン（含有量：営業秘密）
皮膚等障害化学物質等・皮膚刺激性有害物質（安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・4該当物質の一覧）
2-ピペラジン-1-イルエチルアミン
トリエチレンテトラミン

毒物及び劇物取締法 : 該当しない
トリエチレンテトラミンは原料中に含まれる不純物であるため、本品は劇物には該当いたしません。

消防法 : 指定可燃物 可燃性固体類 「火気厳禁」

外国為替及び外国貿易法 : 輸出貿易管理令別表第1の16の項

船舶安全法 : 腐食性物質（危規則第2, 3条危険物告示別表第1）

航空法 : 腐食性物質（施行規則第194条危険物告示別表第1）

港則法 : その他の危険物・腐食性物質（法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表）

化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法) : 第2種指定化学物質（法第2条第3項、施行令第2条別表第2）
トリエチレンテトラミン（管理番号：278）（1.7%）

通達 基発477号 : エポキシ樹脂の硬化剤による健康障害の防止について（変性ポリアミドアミン、変性脂環式ポリアミン）

16. その他の情報

